

SNS と刑法（２０１８年４月版）

【事例集】

類型１：犯罪告白

事例１－１　２００７年４月、福岡県前原市在住の男（２５歳）が、mixi にて「今日、駐在さんに飲酒運転とノーヘルと無免許運転で捕まった（￣□￣;)!! でも見逃してくれた！田舎万歳マジびっくりした、家の前で捕まったし。１６からバイク乗ってて初めて捕まった。良くないね(^_A しかも遊びにおいでってさ今度、駐在の家に遊びに(仕返し)いきます」と投稿したところ、他の mixi ユーザーから非難が殺到した。これに対し男は「あのね、通報するってよく書いて有るけど。飲酒運転と無免許運転は現行犯じゃないと捕まえないよ。後、反省するぐらいなら最初からしません。でしょ馬鹿アキバ系の皆さん」との発言を投稿したところ、男の書き込みを非難するメールが前原市の隣町である二丈町に２通届いた。二丈町はメールの内容を勤務先と前原市に連絡、前原市はさらに前原署に連絡し、男は前原署の事情聴取を受け、「冗談のつもりだった」と日記を書いたことを認め、厳重注意を受けた。男の勤務先は懲戒委員会を開催し、「不謹慎な書き込みは許されない」として男を諭旨解雇した。

事例１－２　２０１６年９月２２日、神奈川横浜市磯子区在住の高校２年の男子生徒（１６）が、営業中で客のいるゲームセンター内において、客を威嚇しながらクラクションを鳴らしてバイクを乗り回し、男子生徒の仲間らが「横浜に DQN 現れるｗｗｗｗｗｗ」とのコメントとともに動画を Twitter に投稿した。さらに男子生徒は Twitter で、自分が有名になったことを確認するような趣旨の内容をつぶやいていた。神奈川県警は男子生徒を建造物侵入容疑で逮捕した。男子生徒は「のりでやってしまった」などと容疑を認めた。

事例１－３　２０１６年１１月２８日午前０時５分頃、男（２８）が愛知県常滑市のコンビニエンスストア「サークル K」店内において、販売中のおでんをつんつんと素手でつつきながら、「こういうように、最近では、おでんがはやいですね。それも触っちゃう！これも、つんつんって、つんつーんって。つんつーん。ツーン！ツーン！ツーン！」と奇声を上げる動画を友人の女（２７）に撮影させ、それを自らのアカウントで Instagram に投稿した。この動画が拡散され大炎上したところ、男は白目をむき、鼻に指を入れ、おどけた様子で「２ちゃんねるで、いまだに僕のスレッドが炎上してるんですけども。……反省してまーす」と口にした。愛知県警は、これによりおでん８個（７３０円相当）を売り物にならない状態にしたほか、店側におでんの廃棄やケースの洗浄をさせるなどして、業務を妨害した疑いがあるとして、男を器物損壊と威力業務妨害の疑いで逮捕、女を威力業務妨害の疑いで書類送検した。店内には女性店員がいたが「怖くて止められなかった」などと話しているという。２０１７年２月１６日、男と女は不起訴処分となった（理由不明）。

事例１－４　２０１６年１２月初旬、クロネコヤマトの配達員が代金引換の荷物を電話連絡のうえ配達したところ、トラック運転手の男（２７）が不在、同居家族の母親は入浴中、父親は「代金がない」として受け取らなかったため、配達員は荷物を持ち帰った。その後、帰宅した男はクロネコヤマトに電話をしたが時間が過ぎているのか電話に出なかったため

腹を立て、チェーンソーを持参して三重県伊賀市のヤマト運輸伊賀阿山営業所を半裸姿で訪れ、「ユーチューバー舐めとったらあかんぞ！全世界配信したるぞ」などと叫びながらチェーンソーを作動させた状態で振り回して従業員を脅し、この様子を自ら撮影して Youtube に投稿した。男はその直後に動画を削除したが、削除前に保存された動画が拡散されて大炎上、男は Youtube で「ヤマト運輸さんに関係される方々にはご迷惑をおかけしました。すみませんでした」と「謝罪会見」と称した生放送の動画を配信した。三重県警は男を暴力行為等処罰法違反の疑いで逮捕、起訴された。男は「チェーンソーがあれば迫力が出るといった」と公判にて供述した。懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年（津地判平成 29 年 3 月 22 日（判例集未掲載））。

事例 1－5 2017 年 6 月、男（31 歳）が千葉県古河市の古河駅付近において、普通乗用車を運転する際、小学校低学年の男児を膝に乗せて約 90m にわたって普通乗用車のハンドル、ウインカー操作を行わせ、さらに車内の様子を動画撮影して Instagram に投稿した。この動画は拡散され、マスコミでも取り上げられて大炎上し、茨城県警は男を無免許運転幫助罪等により逮捕した。男は男児に自動車を運転させたことは認めたが、「運転させる行為が幫助になるとは知らなかった」とコメントして容疑を否認した。下妻区検が 6 月 28 日に略式起訴し、同日に罰金 30 万円の略式命令。

事例 1－6 2017 年 11 月、愛媛県西条市の市役所職員の男（44 歳）は、交際相手に心配してほしいと思い、市役所職員である自分に対する襲撃予告を捏造しようと考え、5 回にわたり Facebook にて「西条のお役所勤めか タノシミダ」「あとは実行するだけ。カウントダウン開始」「今日も朝から西条へ偵察だ。まずは市役所へ。今月中に作戦を敢行。準備が整ってます！」「我が国日本ではこういうのは所持もダメだよー さーてカウントダウン 本番見据えて西条の市役所行って予行練習」「とーちゃーく」などの文章を、ナイフの画像及び西条市役所庁舎正面玄関の写真を添付して掲示し、閲覧者から報告を受けた西条市役所経営戦略部副部長兼危機管理課長らは、全職員に緊急メールを発信させ、玄関に職員を配置、警戒させるなどの対応をした。男は威力業務妨害罪で逮捕、起訴された。懲役 1 年執行猶予 3 年（松山地西条支判平成 30 年 2 月 15 日（判例集未掲載））。

類型 2：バイトテロ

事例 2－1 2013 年 7 月、高知県高知市のローソンの男性従業員（22 歳）が、アイスクリームケースの中に入って商品のアイスクリームの上に寝そべって涼む写真を Facebook に投稿し、ネット上で炎上し店舗等を特定され、ローソン本部にクレームが相次いだ。ローソンは当該店舗との FC 契約を解除し、店舗は休業後閉店した。

事例 2－2 2013 年 8 月、東京都多摩市のそば屋アルバイトの学生が、Twitter にて食洗機に脚を入れたり流し台に足をかけるなどして写真を Twitter に投稿、炎上してそば屋にクレームが相次ぎ、そば屋は閉店、破産に追い込まれた。学生は停学となり、民事において、食洗機に入った首謀者の学生 129 万円、流し台に足をかけた学生 30 万円、Twitter に投稿した学生 21 万円、首謀者と一緒になって楽しんでいた学生 20 万円で和解が成立した。

事例２－３ ２０１５年３～４月、茨城県のすき家の女性アルバイト店員（１８歳、高校３年生）が、すき家店内にて撮影した裸、性器（膣）の無修正画像、すき家の制服を着用したまま露出した画像、高校の制服を着用した画像、自慰行為等の画像を自ら Twitter に投稿したところ、ネット上で店舗、店員の氏名、高校、住んでいる地域などが特定されて炎上、すき家の運営会社は店員を処分した。本件では起訴されていないものの、単なるバイトテロ類型と異なり、わいせつ電磁的記録公然陳列罪（刑法１７５条）が成立しうる。

事例２－４ ２０１５年１１月、神奈川県厚木市のセブンイレブンの男性アルバイト店員（３０代）が、「悪い店員」のアカウント名で、立ち読みをしている客らの盗撮画像のほか、防犯カメラの画像、客の運転免許証とみられる画像を、「雑誌も買えない貧乏人は来るな」「帰れデブ」「コイツを殺したら自腹で５万払おう」「こないだ宅配便一件しかも着払いだけで売り物読みあさった基地外コミュ障がご丁寧に、個人情報教えて下さったwww」等の文言とともに Twitter に投稿していたところ、ネット上で店舗名、店員の氏名などが特定されて炎上、店員は退職した。店員は店側の聞き取りに「弁当を温めるか、箸をつけるかといった問いかけへの反応などにストレスを感じていた。１年半ほど前から投稿していた」と説明し、Twitter のアカウントと画像はすべて削除された。

類型３：土下座強要

事例３－１ ２０１３年９月３日夕方、北海道札幌市の衣料品店「しまむら」苗穂店において、子連れの主婦（４３歳）が、店で購入したタオルケットに穴が空いていたと主張し「店に来るのに使った交通費を返せ!」「カネ!」と大声で叫んだうえで、対応した店員２人に土下座させて写真を撮ったうえ、自宅まで謝罪に来るよう言った。さらに「従業員の商品管理の悪さの為に客に損害を与えたとして謝罪するしまむら〇〇店の店長代理〇〇(デブ)と平社員〇〇。土下座させるお客様凄く凄過ぎる怖い怖過ぎる」と Twitter に書き込んだ。その後、匿名掲示板２ちゃんねるにて噂が広がり、主婦の氏名や住所、勤務先、学歴、交友関係等が暴かれ、自宅近くで娘と一緒に写真を撮られるなどして炎上した。さらに店員から被害届が出され、主婦は強要罪、名誉毀損罪で逮捕・送検された。名誉毀損罪について罰金３０万円。

事例３－２ ２０１４年９月、大阪府茨木市のコンビニエンスストア「ファミリーマート」において、男（４６歳、４１歳）、女（３９歳、１０代の娘）の計４人が店内の物を無断で飲食するなどしたところ、店員が注意したうえで「おまえらみたいなのは客じゃ無い」と会計を拒んだ。これに腹を立てた４人は、店に車を突っ込ませるなどと店長らを７時間にわたって脅迫し、謝罪と金品を要求して土下座させ、商品のたばこ６カートンを脅し取った。この場面を１０代の娘が終始動画で撮影して Twitter 等にアップした。その後、２ちゃんねるにて噂が広がり、男女らの他の SNS のアカウントや氏名、住所、勤務先、学歴、交友関係等が暴かれて炎上した。４人は恐喝罪の容疑で逮捕された。うち男（４６歳）は「ネットを見て怖くなった」として、女２人は「身辺整理と心の準備ができたから」として自ら出頭した。成人３人は各懲役２年執行猶予４年、少女１人は中等少年院送致となった。

事例３－３　２０１４年１２月６日午前１時頃、滋賀県のボウリング場において、客の男（２７歳）、少女（１６歳、１７歳）の３人が受付をすませてボウリングを始めようとしたところ、３０代の女性店員が少女２人に「未成年じゃないですか？生年月日を教えてください」と声をかけて年齢確認したところ、男は「前に来たときはそんなこと聞かれなかった」「未成年と分かってて受付通したんか」「土下座して謝れ」「土下座せえへんかったら、店のもん壊す」と女性店員に詰め寄り、少女２人も「早くしろ」などとはやし立てるなど４５分間にわたって言いがかりをつけ、女性店員が事態を収拾するために土下座した。その様子を少女の１人が自分のスマートフォンで撮影し Twitter に「くそおもしろい笑／ボーリングしにいこーとしたらもめて、最終的に店員が土下座しよった笑…」とつぶやき、土下座の画像を掲載した。土下座画像はネット上で拡散し、閲覧者から非難が殺到して、少女の Twitter が炎上したうえ、少女の氏名や出身中学などの個人情報もネット上にさらされた。さらに土下座画像が捜査の端緒となり、少女２人は家裁送致、男は強要罪で起訴され懲役８月の実刑（大津地判平成２７年３月１８日（判例集未登載））。

類型４ ポルノ投稿

事例４－１　２０１３年１０～１１月、長野県において、少女（１６歳）が好奇心から自分の性器の写真画像を Twitter に１０回程度投稿し、インターネット上にて陳列したところ、長野県警のサイバーパトロールによって発覚し、児童ポルノ公然陳列罪、わいせつ電磁的記録公然陳列罪の容疑で書類送検した。なお、１８歳未満の者の児童ポルノについては、たとえ自身のポルノ投稿であっても児童ポルノ公然陳列罪が成立する。

事例４－２　２０１４年１１月、神奈川県横浜市在住の男Ａ（２３歳）が自宅内で１０歳以下の娘のわいせつな画像を Twitter に投稿したうえ、別のアカウントでリツイート機能を使って転載、不特定多数が閲覧できる状態にした。大阪府大東市在住の男Ｂ（５２歳）、関東地方在住の少年Ｃ（１４歳、中学２年生）は、これをリツイートして転載した。Ａ・Ｂは児童ポルノ公然陳列罪容疑で送検、Ｃは同様の非行事実で児童相談所に通告された。

類型５：名誉毀損

事例５－１　２０１５年１月、北海道札幌市において、男（２２歳）がＡ女と交際していたところ、Ａ女が別の男性Ｂ（２２歳）に心変わりしたため、仕返しの目的で、Ａ女になりすましてＢからストーカー行為をされている旨をインターネット上に書き込み、Ｂの写真も投稿した。男は名誉毀損容疑で逮捕、起訴された（事例６－３も参照）。

類型６：リベンジポルノ

事例６－１　２０１５年１月、鳥取県在住の男（３９歳）が、元交際相手の女性（２０歳）に対し、LINE で「写真ばらまきます公開させてやる」などと連絡し、交際中に撮影していた女性の裸の写真を復讐目的で Twitter に１０回にわたり投稿した。これを見た女性の友人が女性に知らせ、女性の県警への相談により、男はリベンジポルノ防止法違反罪容疑

で逮捕された。懲役2年6月執行猶予4年。リベンジポルノ防止法による全国初の有罪判決であった（横浜地判平成27年6月12日判例集未登載）。

事例6-2 2015年1月、東京都大田区在住の妻子ある男（50歳）が、交際していたデリヘル嬢の女性から別れを告げられ、逆上して女性の裸の後ろ姿、あるいは顔が分からないよう加工した画像5枚を Twitter に投稿した。この投稿には女性のあだ名等が添えられており、知人であれば特定できるものであった。男はリベンジポルノ防止法違反罪容疑で逮捕された。

事例6-3 事例5-1において、男がA女の裸の写真を Twitter に投稿していたところ、これを発見したA女が自ら道警に相談し、男はリベンジポルノ防止法違反罪で逮捕、起訴された。懲役2年執行猶予3年（札幌地判平成27年7月15日判例集未登載）。

類型7：サイバーストーカー

事例7-1 2016年、大学生で女優、歌手活動を行っていた富田真由さん（当時20歳）のファンを自称する男が Twitter などの SNS 上でサイバーストーカー行為を繰り返し、富田さんは警視庁武蔵野警察署に相談してこれを止めてもらおうとしたものの、同署は単なる一般相談として処理しストーカー関係部署との情報共有をしなかったところ、5月21日、男は小金井市内のライブハウスにてナイフで刺殺しようとし、20か所以上を刺し一時心肺停止の重体に陥らせた（後に意識を回復）。本件では、男が SNS 等での書き込みはしていたが、電子メールによるストーカー行為を行っていなかったため、SNS 等での書き込みを対象外としていた当時のストーカー規制法上は、サイバーストーカー行為自体は合法であった（後に改正）。懲役14年6月。

事例7-2 2016年9月、音楽プロデューサーの秋元康さん（58）を「殺してやる」と脅す書き込みを Twitter に投稿したとして、警視庁は、大阪市西区北堀江1丁目の塾講師（39）を威力業務妨害容疑で逮捕し、28日に発表した。容疑を認めているという。

捜査1課によると、容疑者は6月8日午後11時40分ごろ、Twitter に「秋元か秋元に関わるアイドルを襲撃して殺してやる」などと投稿。イベント企画会社に6月9～18日の間、事務所やイベントの警戒を強化させるなどして業務を妨げた疑いがある。18日には、秋元さんがプロデュースするアイドルグループの「選抜総選挙」の開票イベントが新潟県で開かれていた。投稿を見た人が警察に通報し、捜査1課が調べていた。

事例7-3 2017年2月20日、声優の水樹奈々さんのファンクラブ運営会社の Twitter アカウントに対し、以下の投稿をした滋賀県長浜市在住のアルバイト男（32）が、威力業務妨害罪容疑で逮捕された。

超やっぱり超腰抜級の水樹・奈々を超ぶっ殺すしか超道が超亡くなりました
連続超遠隔操作嵐超暴力作戦の黒幕首謀仕業超暴力超勢力兼実行超暴力超勢力は超腰抜級の水樹・奈々と超腐った偽身内-超寄せ集めの危機役俳優-でした
34⇔超腰抜級の水樹・奈々よ超死ねよな

男は水樹奈々さんのファンで、「会いたい」とのメッセージに返信がなかったことに腹

を立てて上記の投稿をした。東京地検は３月２９日、男を不起訴処分とした。

類型８：不正アクセス

事例８－１　２００６年８月頃、愛知県において、男が、知人の女子大学生の mixi の ID、生年月日や名前から推測したパスワードを利用してログインし、日記やプロフィールの内容を卑猥なものに改ざん、さらにメールアカウントにもログインしてメールの盗み読みを行った。男は mixi のパスワードも変更していたところ、女子大学生本人がアクセスできなかったため「日記が荒らされている」などと愛知県警に相談し、男は不正アクセス禁止法違反罪で逮捕された。

【参照条文】

◎刑法

第一三〇条（住居侵入等） 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一七五条（わいせつ物頒布等） わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第二〇四条（傷害） 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二二二条（脅迫） 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二二三条（強要） 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第二三〇条（名誉毀損） 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第二三三条（信用毀損及び業務妨害） 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二三四条（威力業務妨害） 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

第二四九条（恐喝） 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二六一条（器物損壊等） 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

◎児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児保法）

第七条（児童ポルノ所持、提供等） 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

◎私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）

第二条（定義） この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第一項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

第三条（私事性的画像記録提供等） 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

5 第一項から第三項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

◎ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

第二条（定義） この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号におい

て同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

第三条(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止) 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

第十八条(罰則) ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

◎不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)

第三条(不正アクセス行為の禁止) 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第四条(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止) 何人も、不正アクセス行為(第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。)の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第五条(不正アクセス行為を助長する行為の禁止) 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

第六条(他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止) 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

第十一条(罰則) 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第五条の規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者

三 第六条の規定に違反した者

(以下省略)